

令和5年第2回

沼田町教育委員会定例会会議録

※非公開に係る議案を除く

## 令和5年第2回沼田町教育委員会定例会会議録

1. 期 日 令和5年4月26日（水）午後4時00分～午後4時35分

2. 会 場 沼田町生涯学習総合センター2階 ゆめっくるホール

### 3. 出席委員

教 育 長	吉 田 憲 司
教育長代理	青 木 健 治
委 員	沼 本 綾
委 員	松 尾 敦 史

### 4. 出席職員

課 長	三 浦 剛
参 事	春 山 顕 一
主 幹	斉 藤 真 二
主 査	川 嶋 智
アドバイザー	元 木 和 芳

### 5. 議 事

報告第 1 号 労働基準法第36条に基づく時間外及び休日の労働に関する協定  
について

議案第20号 沼田町いじめ防止基本方針の改定について

議案第21号 奨学資金貸付者の決定について

議案第22号 令和5年度要保護・準要保護児童生徒の取消について

### 6. 付議案件は次のとおり

前々会会議録及び前会々議録の承認

教育長の報告

その他

## 【開会】

### ○教育長

ご苦労さまです。

先日、三浦教育委員さんが辞職され、現在、教育委員さんが1名欠員となっておりますが、町長から指名があり、議会同意が得られるまで、1名欠員のまま進めさせていただきますので、宜しくお願いいたします。

ただいまから、令和5年、第2回沼田町教育委員会定例会を開会いたします。

議案の2番目、前々会会議録及び、前会会議録の承認についてを議題といたします。課長より説明をお願いいたします。

### ○三浦課長

前々会会議録及び、前会会議録についてその概要を説明いたします。

令和5年3月24日に召集されました令和5年第1回教育委員会臨時会は、全委員に出席いただき、職員は6人が出席いたしました。

教育長の報告としましては、ASHIMOI KANKO 高穂スキー場は3月5日にクローズし、利用料で400万円、乗車数で10万人を超え、学校関係では雨竜中と留萌市立緑丘小の利用があり、明年以降も深川市内及び留萌市内の学校での利用が期待できる状況であることを報告しています。次に、3月の議会定例会が開催され、一般質問では、久保議員から、高校を選択する時点での通学コストに関する調査を実施していれば紹介していただきたいとの質問に対し、実施していないと回答していることと、予算委員会では教育委員会に対し、公設塾の運営や小矢部・ポートハーディ地区との交流事業の実施時期等、15項目について質問があり、その概要について報告させていただいております。次に、小・中学校の卒業式の実施状況について報告させていただいております。最後に、令和5年度から2年間、北海道町村教育委員会連絡協議会の評議員に青木教育長職務代理者をお願いすることについて報告しています。

以上についての報告後に、次の議案5件についてご審議頂きました。議案第14号、沼田町総合教育計画（案）については、原案を提案させていただき、その内容で決定することをご承認いただいております。議案第15号、沼田町一貫・連携教育基本計画（案）につきましても、提案のとおり決定することをご承認いただいております。議案第16号、沼田町立沼田学園の学園長・副学園長の決定については、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間ということで、学園長に里舘幹彦氏、副学園長に吉田純一氏に決定することをご承認いただいております。議案第17号、沼田学園入学式の告辞文案については、提案のとおり決定することをご承認いただいております。議案第18号、沼田町社会教育委員の委嘱については、提案のとおり吉田純一氏を任命することをご承認いただいております。

次に、4月3日に開催されました、第2回教育委員会臨時会ついてですが、全委員に出席いただき、教育長室において開催しております。

議案第19号、沼田町教育委員会委員の辞職の同意については、令和5年4月3日付で、三浦教育委員から辞任願が提出され、審議の結果、同意することとで決定しています。

以上、前々会会議録及び、前会会議録の報告とさせていただきます。ご承認下さいます様よろしくお願いいたします。

### ○教育長

前々会会議録及び、前会会議録の説明が終わりました。ご質問ございますか。

(なしの声あり)

### ○教育長

ご質問がないようですのでお諮りいたします。前々会会議録及び、前会会議録は、承認することによろしいですか。

(異議なしの声あり)

### ○教育長

異議なしということで、前々会会議録及び、前会会議録は承認することに決しました。議題の3番目、教育長の報告について、申し上げます。

4月4日に、年度初めの校長・教頭の合同会議が行われ、午後より、小中全員の教職員による、昨年度まで教育振興会と称しておりました組織を、沼田学園協議会と名称を改めた総会を実施し、中学校の里館校長先生が引き続き会長となりました。

4月7日には、小中学校の入学式がありまして、ようやく教育委員さんにもご出席いただけるようになりました。今年の児童生徒数は、小学校は、97名で、昨年と同数です。中学校は、54名で、昨年より5名少なくなっております。合計しますと、151名で、昨年より5名少ない児童生徒数となっております。

次に、新型コロナの関係ですが、4月14日に、グループホームなごみにおいて、コロナが発生したと報告がありまして、入所者と、職員に感染いたしました。その後、入所者と職員に抗原検査を実施したところ、陽性となった方が、14名以上となり、クラスターと認定されております。

現在、和風園、旭寿園から職員を派遣し応援体制をとっておりますが、入所者は今のところグループホームで生活をしながら、経過観察をしているようであります。その後の結果は職員のコロナの発生は抑えられていると現在のところ聞いています。

次に、沼田学園運動会については、本年は、5月27日、土曜日開催に向けて準備を進めています。また、修学旅行については、中学校は、今日出発し、3日間の日程であります。小学校は、6月14日から2日間の予定であります。

3月の定例議会で久保議員から高校進学した際の通学定期代の質問がありましたので、今年の4月に中学校の保護者に対して、現在のところの料金表を提示しております。

以上で教育長の報告を終わります。ただ今の報告の中で、ご質問等がございましたら、お受けいたします。

(なしの声あり)

### ○教育長

ご質問がないようですので4番の議題に入ります。

報告第1号、労働基準法第36条に基づく時間外及び休日の労働に関する協定についてを議題といたします。提案の説明をお願いいたします。

### ○三浦課長

報告第1号、労働基準法第36条に基づく時間外及び休日の労働に関する協定について。労働基準法第36条に基づく時間外及び休日の労働に関する協定を、別紙のとおり締結したので報告する。令和5年4月26日提出、教育長名でございます。

お手元に配布させていただいておりますのでご確認いただければと思います。概要につきましては、公立学校の教育職員以外の職員、事務職員、公務補、支援員等に対し、時間外勤務を命じる場合は、労働基準法第36条に基づく時間外及び休日の労働に関する協定を、学校長と職員代表者との間で締結する必要があります。

4月1日付で学校長に異動があったことと、職員についても支援員に異動及び新規の採用があったことから、4月1日付で改めて協定を締結したものである。

各委員のお手元に4つの協定書をお配りしております。小中学校それぞれ道費職員と町費職員、道の学校事務職員、それから事務補、公務補、支援員等の代表者との協定書が4部ございますので、内容ご確認いただければと思います。

以上報告とさせていただきます。

### ○教育長

説明が終わりました、ご質問がございましたらお受けしたいと思います。

(なしの声あり)

## ○教育長

ご質問がないようですのでお諮りをいたします。報告第1号、労働基準法第36条に基づく時間外及び休日の労働に関する協定については、報告のとおり受理することによるでしょうか。

(異議なしの声あり)

## ○教育長

異議なしと認め、報告第1号は受理することに決定をいたしました。

議案第20号、沼田町いじめ防止基本方針の改定についてを議題といたします。説明をお願いいたします。

## ○三浦課長

議案第20号、沼田町いじめ防止基本方針の改定について。沼田町いじめ防止基本方針を次のとおり改定する。令和5年4月26日提出、教育長名でございます。

提案理由を申し上げます。いじめ問題に一層の危機感を持って取り組むため、令和5年3月に改定されました「北海道いじめ防止基本方針」に基づき、本方針を改定するものであります。詳細につきましては元木アドバイザーから説明いたします。

## ○元木アドバイザー

私から詳細説明いたします。皆様のお手元に改訂される沼田町いじめ防止基本方針と、それに関わっての本町の考え方を書いてある、改定についてというのが1枚目、改定のポイントが2枚目、道からの通知と3枚お配りしたところです。まず1枚目の改定についてですけれども、今課長の方から説明あったように、道のいじめ防止基本方針が令和5年3月に改訂、本町の基本方針は令和4年2月に改訂したところです。本来ならば、北海道のいじめ防止の基本方針が改訂になったら町の方も見直しをかけて、同じ年代で行かなければならないところだったんですけれども、道でいう平成30年の2月の改定の部分が作業的にストップしておりまして、令和4年に遅れながら本町もしっかり見直しをしたところです。道が今年の3月になりまして、さらに変わったということ、見直しをかけたところで今回の提案になります。大きく変わったところはないんですが、網掛けしているところの人間関係の構築それと、インターネット、それといじめを認知する積極的認知という言葉が多くなります。これから皆さんも耳にすることが多くなると思いますが、いじめゼロではなくて、いじめ見逃しゼロ、学校や家庭、地域社会での合言葉になってくると思います。それともう一つ特徴的なのが、警察等の関係機関との連携、これを強化するというのがうたわれています。これを受けて2枚目の改定ポイント、元になっているのは

北海道のものですけれども、線で囲ってある箇所が市町村段階で道に準じて修正しなければいけないというところです。その部分を線で囲っておりました。これを結果的に見直していくと、本体の沼田町いじめ防止基本方針、令和5年4月改定というご提案になります。細かく全ページを説明していくと時間がかかりますので、大きく変わったところだけ説明申し上げます。頁数で3頁と4頁、変わったところは波線になっている部分です。3頁ほとんど波線になっていると思います。4頁も同じです。何故かという、先ほどお話ししました、令和4年の本町の改定の時に平成30年の北海道と国のいじめ防止対策基本法を元に作っていたのが本町のやり方だったので、簡単に言うと国と道の条文、それと基本方針を合わせたものがうちの作りでした。今回北海道が変わって、それに準じるとどうしても文言の並びですとか、整合性が取れないので、今回、道に準じた形に直させていただきました。中身的には変わらないですが、配列が変わったというところ、若干表現が変わったということで、道に準じると波線が多くなったということでございます。この部分が全く新しいというわけではなくて、前回の部分にも入っていました。ということで3頁4頁修正が多くなっています。

続いて先ほどのインターネットにつきましては5頁の1行目に書いてあります。続いて6頁、いじめへの対処のところでは、いじめの認知した場合、家庭や関係機関と連携して、この部分が追加になっております。警察の部分につきましても後ほど出てきます。7頁8頁に行きます、子どもたちにいじめ防止の観点でコミュニケーション能力をつけるということで、7頁の下の2行が追加となっています。もう一つ特徴的なのが8頁の上から4つ目に、実は北海道の方には性的マイノリティという言葉で書いてあるのですが、この部分は令和4年に直したものを生かしております。表現的には性的マイノリティの部分特に配慮しなければならない児童と言うことで、本町には該当する子供たちがいないケースもあるのですが、より具体性のあるように海外から帰国した生徒とか、性同一性障害や性的指向とか、東日本大震災により避難しているとか、具体性のある標記をそのまま残しておきました。続いてですね、9頁以降がほとんど変わっておりません。町で置かなければいけない防止委員会等の部分ですので変わっておりません。11頁ですが、先ほど細かく表記しました性同一性障害等の部分はここにつきましては、性的マイノリティという言葉で表現しております。もう一つ特徴的なのが、12頁の丸の3つ目のところですが、波線で今まで表記なかったのですが、よくアンケート、児童アンケートとか生徒アンケート、いじめのアンケートとるんですけれども、その中で出てきたものに対しての、子どもたちを守るという観点で、個人面談を実施することにより関係児童生徒がアンケートへ回答したこと等が他の児童生徒に推測されないよう面談の実施方法、時間、場所等には最新の注意を払うということで、このような細かなことまで表記をされているということです。学園のいじめ防止の見直しをしなければいけないんですけれども、いじめを認知するという観点だけではなくて、子どもたちを守るというこのいま話したような、他の子どもたちに

知られないようにだとか、色々な観点の部分も学校で認識することは必要だなと思います。これについては学校にしっかりと指導していきたいなと思います。あとは大きく変わったところはありませんので、説明は省略させていただきます。

以上私からの説明は終わります。

#### ○教育長

説明が終わりました、ご質問がございましたらお受けしたいと思います。

(なしの声あり)

#### ○教育長

ご質問がないようですのでお諮りをいたします。議案第20号、沼田町いじめ防止基本方針の改定については、提案のとおり決定することよろしいですか。

(異議なしの声あり)

#### ○教育長

異議なしと認め、議案第20号は提案のとおり決定をいたしました。

次に議案第21号及び議案第22号は、個人情報となりますので、沼田町教育委員会会議規則第5条の規定により秘密会といたしたいと思います。これにご異議ございますか。

(異議なしの声あり)

#### ○教育長

異議なしと認め議案第21号及び議案第22号は秘密会とすることに決定いたしました。これより秘密会といたします。

議案第21号	奨学資金貸付者の決定について	原案可決
議案第22号	令和5年度要保護・準要保護児童生徒の取消について	原案可決

#### ○教育長

ここで秘密会を解きます。

以上で提案された議案審議を終了いたします。これにて令和5年第2回沼田町教育委員会定例会を終了いたします。お疲れ様でした。